

**危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 3 号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示(平成 22 年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号)の一部を次のように改正し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

平成 24 年 9 月 28 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

1 の表に

名 称	箇 所
阪神高速 32 号新神戸トンネル (神戸市道生田川箕谷線)	兵庫県神戸市中央区二宮一丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで 兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで

を追加する。